

◎新潟県告示第70号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成31年1月29日

新潟県知事 花 角 英 世

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
株式会社 本高	新発田市本町2丁目8-15	本間薬局	新発田市本町2丁目8-15	居宅療養管理指導	H24.10.9
株式会社 本高	新発田市本町2丁目8-15	本間薬局	新発田市本町2丁目8-15	介護予防居宅療養管理指導	H24.10.9